

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

茅野市は、日本のほぼ中央に位置し、八ヶ岳連峰裾野の標高 770 メートルから 2,899 メートルに広がる豊かな高原都市である。大都市圏へのアクセスなどの立地優位性から、茅野市は市政施行以来順調に発展し続け、平成 15 年には諏訪地域で一番人口の多い自治体となったが、国勢調査の結果によると平成 17 年の 57,099 人をピークに減少に転じ、平成 27 年では 55,912 人となっている。年齢 3 区分別に見ても、老年人口が増加する中で生産年齢人口の減少が続き、平成 27 年には初めて 6 割を下回っている。また、就業人口構成を見ると、第 1 次産業は 1,943 人 (6.8%)、第 2 次産業は 10,316 人 (36.0%)、第 3 次産業は 16,141 人 (56.3%) となっており、近年では第 3 次産業が増加してきているものの、国内有数の精密機械工業集積地である諏訪地域の一角として様々な製造業が集積し、地域の雇用と経済を牽引している。

産業構造を見ると、各種機械、電子部品・デバイス等を主体とした製造業を中心に、八ヶ岳や蓼科高原など雄大な自然環境を活かした観光業、地域の暮らしを支える商業、八ヶ岳山麓に広がる農耕地や森林資源を活用した農業・林業、安全・安心で快適なまちづくりを担う建設産業など、各産業がそれぞれの特性を活かして成長を遂げ、バランス良く立地している。

一方、不安定な国際情勢、世界規模の市場や貿易環境の変動、技術革新やライフスタイルの多様化、加速度的に進む人口減少や少子高齢化、記録的な自然災害など、これまでの常識では考えられない大きな社会の変革期に直面しており、持続性のある地域発展と安定した行財政運営を進めていく上で、時代の潮流に流されない確かな対応が求められている。

このような状況を受け、茅野市では、平成 29 年度において、農業・林業・商業・工業・観光・建設産業の 6 分野をまとめた『第 2 次茅野市産業振興ビジョン～「住んでよし、訪れてよし、働いてよし」活力と活気あふれるまちづくり』を策定した。本ビジョンは、平成 30 年度を初年度とし、今後 5 年間において、市内各産業で目指していくべき姿を明確にし、その姿を市民、事業者、民間団体等と行政が共有してそれぞれの役割を認識しつつ、地域一体となって取り組んでいく実行計画となる。

本ビジョンでは、基本的な視点として、「人」を大切にする施策展開を掲げている。生産年齢人口の減少や都市圏への人口集中により、この地域でも人手不足、後継者不足は深刻な課題となっている。各地域で生き残りをかけた人材獲得競争が激しくなる中で、茅野市が選ばれる地域となり続けるためには、「人」を大切にする視点を持ち、域内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、これらの課題に対応できる盤石な産業基盤を構築するとともに、「住んでよし、訪れてよし、働いてよし」と思える

ような地域や企業の集積地にしていくことが急務となっている。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第3条の基本理念に基づき、茅野市産業の生産性の向上を短期間を実現するための措置が早急に取られなければ、茅野市産業の競争力が大きく低下するおそれがあることに鑑み、本導入促進基本計画の目標としては、中小企業等経営強化法に基づく税制支援措置の実績等を考慮し、導入促進基本計画の計画期間内における先端設備等導入基本計画の認定数が、年平均25件（累計50件）以上となることを目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

(1) を踏まえ、茅野市では、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

茅野市の産業は、農業・林業・商業・工業・観光・建設産業と多岐に渡り、多様な業種が茅野市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電設備については、「八ヶ岳西麓の豊かな自然環境と共生する未来に向けた共同宣言（茅野市、富士見町、原村）」において、緑豊かな自然環境や優れた景観等が阻害され、また、災害の発生が危惧されるなど、地域の理解が得られない野立て型太陽光発電設備の設置を望まないと宣言していることを踏まえて、発電電力を直接商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供するために自ら消費する設備（自ら消費した余剰分の電力を売電するものを含む）及び発電電力の全てを他者に供給し、売電収入を得るための設備（以下「全量売電設備」という。）であって建物の屋上に設置するものに限るものとし、それ以外の設備（全量売電設備であって土地に自立して設置するものなど）は対象としない。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

茅野市が策定した「茅野市都市計画マスタープラン」では、茅野市は茅野駅を

中心とした「市街地ゾーン」、その周辺から八ヶ岳へと広がる「緑と人の農住共生ゾーン」、広大な別荘地を含む「山岳・高原リゾートゾーン」、そして八ヶ岳山頂周辺の「高山・亜高山帯エリア」に分類されている。これらの中に、国道 20 号線（甲州街道）や国道 299 号線（メルヘン街道）、国道 152 号線・県道 192 号線（ビーナスライン）を軸として、その沿線上に工業団地などの生産・業務拠点、蓼科湖や白樺湖などの観光交流拠点、公立諏訪東京理科大学を核とする学術研究複合拠点などが点在しており、茅野市には農業・林業・商業・工業・観光・建設産業などの多様な業種が発展・立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域を対象とする。

（2）対象業種・事業

茅野市の産業は、農業・林業・商業・工業・観光・建設産業と多岐に渡るが、各産業、各事業者における生産性向上に向けた取組は、新技術・新製品や新商品の開発、機械化や自動化の推進、AI や IoT などの最先端技術の活用や IT 導入による業務効率化、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの活用によるエネルギー収支の改善等、多様な事業や方法が想定される。したがって本計画においては、年率 3% 以上に資すると見込まれる取組であれば、幅広い業種・事業を対象とする。

4 計画期間

（1）導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から 2 年間とする。

（2）先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3 年間、4 年間又は 5 年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

・既存の雇用の安定を最優先とするため、人員削減を目的とした取組は、先端設備等導入計画の認定の対象としない。また、先端設備等の導入により、人員の配置転換や業務内容の変更等の処遇変更を伴うものについては、当該先端設備等により従業員の労働環境改善や心身への負担軽減につながることで、又は今後予想される人員不足や技術承継等の経営課題に予め対応するものであるなど、中長期的に見て雇用の安定に資すると認められるものは認定の対象とする。

（備考）

用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とする。